



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

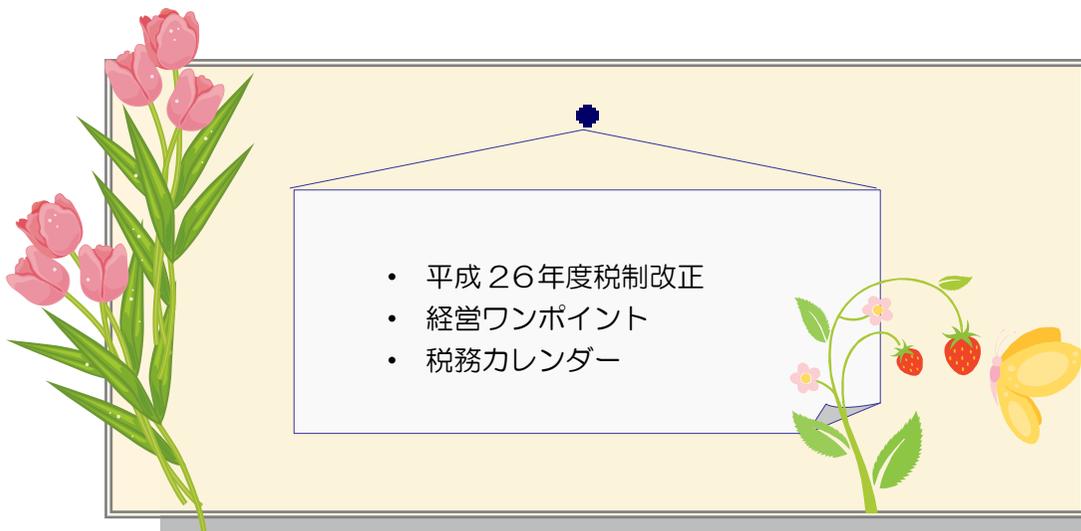
拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新緑が眩しい季節となりました。5月というのに、まだ朝晩は肌寒い印象を受けます。体調管理にはくれぐれもお気を付け下さい。

さて、4月は17年ぶりの消費税増税が実施されました。来年もまた、消費税の増税が検討されています。今後しばらくは消費税の影響がいろんな面で出てくることでしょう。何かご質問や疑問等がございましたら、担当者にお気軽にお尋ね下さい。

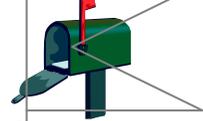
今回の TM 情報では、平成 26 年度税制改正をご紹介しますのでどうぞ、ご一読下さい。

敬具





# 平成26年度税制改正



今国会で審議中だった2014年度税制改正関連法が成立しました。中心は、通常の年度改正から切り離して2013年10月1日に決定した「秋の大綱」に盛り込まれていた景気浮上を目的とした企業減税となりました。

では、2014年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）の要旨を見てみましょう。

## デフレ不況からの脱却と経済再生に向けた財政措置

- (1) 復興特別法人税を1年前倒して廃止。したがって、3月決算法人では、平成26年3月期までとなる。
- (2) 所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件（現行基準年度と比較して5%以上増加）を、2013・2014年度 ⇒ 2%以上、2015年度 ⇒ 3%以上、2016・2017年度 ⇒ 5%以上とする等の見直しを行う。
- (3) 生産性の向上につながる設備（先端設備等）を取得した場合に、即時償却または5%税額控除ができる制度（「生産性向上設備投資促進税制」）を創設
- (4) 試験研究費の増加額に係る税額控除制度（現行増加額の5%）について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組み（控除率5%～30%）へ改組
- (5) 中小企業投資促進税制を拡充し、生産性の向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または7%税額控除（資本金3,000万円以下の企業は10%）を認める。
- (6) 交際費等の損金不算入制度について、飲食のための支出の50%を損金算入することを認める。





## 税制抜本改革の着実な実施

- ① 給与所得控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円(控除額 245 万円)を、2016 年より 1,200 万円(控除額 230 万円)に、2017 年より 1,000 万円(控除額 220 万円)に引き下げる。
- ② 自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置(エコカー減税)を拡充(初回車検に加え2回目も免税)するとともに、13 年超の経年車(18 年超を除く)に対する税率を段階的に上げる。

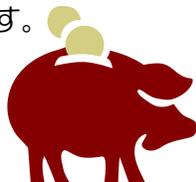
### ----- その他 -----

- 外国法人等に対する課税原則(国際課税原則)について、総合主義(全ての国内源泉所得を申告課税)から帰属主義(支店が得る所得のみを申告課税)へ見直し
- 猶予制度について、納税者の申請に基づく換価の猶予を創設する等の見直し
- 税理士制度について、税理士の業務や資格取得の在り方(公認会計士への税理士資格付与等)等の見直し

・・・などの改正があります。

### 所得拡大促進税制、継続雇用者のみで前年度と比較へ

2014 年度税制改正では、2013 年度税制改正で創設されたばかりの所得拡大促進税制が、早くも適用期限が 2018 年 3 月末まで 2 年間延長された上で拡大されます。



特に注目



要件の一つである平均給与等支給額について、現行、平均給与等支給額が前事業年度以上であることを、平均の比較対象を「継続雇用者に対する給与等」に見直すことです。「前事業年度以上」も「前事業年度を上回る」に変更されます。

## ◆◆◆ 現行制度 ◆◆◆

平均給与等支給額の算定

「国内の雇用者」への支払い給与 － 日雇分のみ



それでは、相対的に高賃金の団塊世代の高齢者の退職と低賃金の若年層の採用が平均給与を減少させるため・・・  
比較対象を「国内雇用者に対する給与」 ⇒ 「継続雇用者に対する給与」に見直されます。

## ◆◆◆ 新制度 ◆◆◆

退職者や再雇用者、新卒採用者を除いた継続雇用者だけで比較できるようになります。

比較対象となる継続雇用者の給与等の支給額の詳細については、政令に委ねられることとなりますが、法案では、継続雇用者の給与等について、「適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除く」とされています。



### 雇用保険法の一般被保険者について

一般社員のほか、パートやアルバイトであっても、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれる方も該当するため、これらのパートやアルバイトへの給与等も比較対象になります。一方、65歳に達した日以降に嘱託やパートなどで新たに雇用される方は、一般被保険者とはならないので、比較対象には含まれないことになります。

※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者とは・・・定年に達した人を引き続き雇用する制度の対象者をいいますので、60歳定年の会社で60歳以降に雇用が継続されている方は、一般被保険者であっても、比較対象には含まれません。

こうした見直しの結果、高齢者が退職して若年者を採用した場合や、高年齢者が継続雇用される場合など、平均給与が減少するケースが解消され、使いやすい制度となるようです。



# 経営のワンポイント



## 相続税、大增税時代に向けて準備を進める税務調査

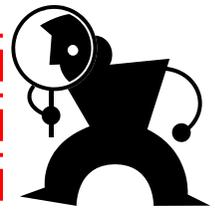
基礎控除引下げなどによる相続税増税は来年1月からスタートします。相続税が”身近な税金”になる日も近いですが、こうしたなか、国税当局が深度ある相続税調査に向けて準備を進めています。中でも単なる申告漏れと脱税の境界線には強い関心を寄せており、重加算税の対象となる「隠ぺい行為」の認定方法について、調査マニュアルで念入りに確認しているところだといえます。

例えば、現金や名義預金の帰属をめぐり見解の相違があった場合の対応について、相続人がすでに被相続人から贈与されたと思っている財産を、税務署側が「相続財産に含まれる」と指摘することは少なくありません。

### ☆☆☆☆ マニュアルによると ☆☆☆☆

このような場合は、まず財産の帰属についての認定作業を行う。その際に確認するのが、

- ① 原資の所有者
- ② 管理者及び運用者
- ③ 相続人固有の財産の運用状況との比較
- ④ 相続税申告書に計上しなかった理由 など…



このうち管理者及び運用者については、財産の預入れや購入等の経緯、その行為者、使用印鑑、証書や使用印鑑等の管理及び保管状況、書換え等の行為者、通知書等の送付先、利息等の取得者や処分者、などを確認する。「相続財産であることを認識しながら隠ぺい行為を行っていたか」を判定するのは、その次のステップです。しかし、「認識」の有無を客観的に証明するのは簡単ではありません。

そこで重要になってくるのが、相続人の「証言」や「被相続人の財産であることを前提とする行動を示す資料」についての証拠化だといえます。相続税調査では帳簿書類等の客観的な証拠が不足することが多いため、相続人の「証言」が事実認定の基礎として重要になりますが、仮に相続人が「相続財産を隠ぺいした」と証言したとしても、後にその証言が覆された場合、一瞬で課税証拠を失ってしまうことになります。

そこで、相続人への質問検査の内容について、聴取書や調査報告書をその都度細かく作成し「証言の証拠化」を行うことで、証言が覆った時の判定資料にするのだそうです。課税上のグレーゾーンについては、過去の裁決事例や判例も大きな判断材料となります。税務署は、この手の資料を大量に携えて調査にやってくるのです。不当な課税につながらないよう事実関係をきちんと整理しておくことが重要になってくるでしょう。

## 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

事業者が平成 26 年 4 月 1 日以降に作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、記載された受取金額が 5 万円未満のものについて非課税となります。



※ 平成 26 年 4 月 1 日以降、領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないよう注意して下さい。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲	
平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 1 日以降
3 万円未満	5 万円未満



### 税務カレンダー



6月	7月	8月
5月分源泉所得税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告 個人の住民税の納付	6月分源泉所得税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限（1月～6月分） 固定資産税の納付（第2期分） 所得税の予定納税額の納付（第1期分） 個人の住民税の納付	7月分源泉所得税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人住民税の納付 個人事業税の納付（第1期分） 個人事業者の消費税 中間申告